政策課題への一考察

第50回

外部委託マネジメント -組織の在り方

最高外部委託責任者(COO)の仕組み

政策コンテンツ交流フォーラム・コアメンバー (兼)東京大学先端科学技術研究センター客員研究員株式会社富士通総研公共政策研究センター長

はじめに

Chief Outsourcing Officer) とCOO補佐という仕組みに 崎市が全国初で導入した最高外部委託責任者(COO: に苦労している例は枚挙に暇がない。本稿では兵庫県尼 進む一方、調達時の事業者選定や委託後のモニタリング 多くの地方自治体において様々な分野での外部委託が

外部委託に関する問題(例)と課題

機能について概説する。

ついて、COO・COO補佐の対象課題と発揮している

想定すると検討・予算申請・調達・実施・評価のプロセ 地方自治体側における外部委託のPDCAサイクルを

政策課題への--考察 第50回

外部委託に関する問題(例) 図表 1

検討 予算申請 調達 実施 評価 仕様概要に盛り込むべき内 (特に大規模 PJ)実施中の モニタリング 方法と見直し 所管部門内の みの検討で複 応募要領・仕 様書に盛り込 実施後の評価 方法と見直し改善・次回調達への接続が 容が不明何社に参考見 数部門での検 むべき内容が 不明 対なし ・相談できる事 題 積を依頼すべ ・契約条項に盛 改善への接続 未確立 業者や参考事 例が不明・サウンディン きか不明見積の確認 り込むべき内 容が不明 が未確立

イ 民間

ン

グ

意

見

単

間 交 事

業者に対

0)

もある。

検証ポイント

が不明

グ方法が不明 ても、 するサウンデ を 談できる民間 紹介できず、 方法も不案内などの

外 談がないことが挙げら を所管する行政管理 て所管部門 に行政管理部門に相談したとし 一部委託の導 類似する部門や外部委託全体 所管部門が]内のみで検 事業者や 入 が 迷っ 見 部門 直 参考事例 れる。 討してお た際に相 しにつ 0) 仮 相 1

関 n 部委託 , 多く き課題は以下のとおりである。 する問題 が あ 0 る 地方自 0) $\widehat{\mathbb{Z}}$ P 表 例 D 1 C 治 参 Ā サ と乗り 体で見ら 照)。 1 越える -クルに それぞ れる

間

事業者や事例の

調査方法、

適切なサウンディング方

のため、

題として庁内関係

部門との

検

討方法や

民

を考慮する必要がある。

2 予算申請時

1

検討

検討時の問題

としては、

ある。 と ことや何社に参考見積を依頼すれば良い 必要があるが、 ための参考見積を徴収するために仕様書概要を整理する 予算申請時の問題 積 0) 確認 それをどの程度書けば良 検証ポイントが分からないことなどが 例 としては、 まず 11 か 分から か は予算 分からな な 申 0

どが 作成 シミ 考慮する必要がある。 めに必要であり、 このため、 後 価 分かれば の活 方法、 ユ Ŀ. 昇 レ 用可能 率を見込んで単価を変えるとどうなるかとい ば 参考見積徴収方法、 3 課題として参考見積に必要な仕 どの業務を外すとどうなるか、 性を高める。 が可能となる。 可 能な限り細 参考見積は積算根拠 各業務単 見積妥当 かく分解できることが 位 性 の単 0 0 価と工 明 判 様書概要 将 断 確 化 方法 来 的 数 0) な を 0)

地方財務 2020 年 6 月号 241

3)調達時

契約条項に盛り込むべき内容が分からないことなどがあ契約条項に盛り込むべき内容が分からないことなぶあ募要領・仕様書に盛り込むべき内容が分からないことや調達・契約締結時の問題(例)としては、調達時の応

契約)でなければ対応困難となる。と制度として企図している公募プロポーザル方式(随意内容を整理することになる。つまり「契約」の内容が変内るため、公募プロポーザル結果に基づく弾力的な変更わるため、公募プロポーザル結果に基づく弾力的な変更を制度として企図している公募プロポーザル方式での程度見込まれるのであれば、公募プロポーザル方式での程度見込まれるのであれば、公募プロポーザル方式での程度見込まれるのであれば、公募プロポーザル方式での程度見込まれるのであれば、公募プロポーザル方式での設定が一定

約条項の整理方法を考慮する必要がある。 たのため、課題として適切な調達種類・調達様式・契較検討の上で選択できていないという問題も見られる。 達を行っている場合も見られる。そもそも調達種類も比達を行っている場合も見られる。そもそも調達種類も比達を行っている場合も見られる。そもそも調達種類も比違がのとがの変更が困難な総合評価一般競争入札で調見込まれるにもかかわらず、公募プロポーザル方式では見いしかしながら実際には契約本体部分の改定が一定程度

(4) 実施時

リング方法と見直し改善の方法を考慮する必要がある。の接続が未確立であり、課題として適切な実施時モニタ方法とモニタリング結果から実際の業務見直し・改善へ実施時の問題(例)としては、実施中のモニタリング

(5) 評価時

善・次回調達への反映方法を考慮する必要がある。確立であり、課題として適切な最終評価方法と見直し改価結果から次期年度・調達の見直し・改善への接続が未評価時の問題(例)としては、実施後の評価方法と評

3 (今後のあるべき姿) 外部委託マネジメントの全体像

ウハウを集約することが重要である。統合的ガバナンス機能を発揮し外部委託マネジメントノを伴走型で支援することが必要である。行政管理部門が所管部門に対する外部委託導入検討から実施・評価までこれらの課題を乗り越える上で、本来行政管理部門が

政策課題への一考察 第50回

外部委託マネジメントの全体像(今後のあるべき姿) 図表 2

導入時の事前マネジメントと事後評価支援機能(COO・COO補佐・行政管理部門) 各プロセスでの所管部門との協議によるガバナンス・ノウハウ確保 ·参考見積協議 ·申請可否調整 運用状況のモ 有効性·効率性 · 事例 · 業者紹介 調達 契約条項 ・課題等協議 懸念事項協議 協議 ニタリング 予算申請 検討 調達 評価 実施

佐

示すと図表2のとおりとなる。 部委託に関する問題 このPDCAサイクルは 例 と課

(PDCAサイクル)

の全体像を

として、 機能を支援・ も余裕も限定的であることが 市では外部委託を管理する責任者 (市長) 地方自治体で見られる。 大 !は伴走型支援を行うノウハ とこれまで見てきたPD 意思決定者であるCOO 先に見たとおり行政 強化するために尼崎 この 管理 匆 ゥ

理部門とともに支援するCOO CAサイクルのプロセスを行政管 会社富士通総研) (コンサルティング業者:株式 を2019年度 補

> 思決定者の位置づけ)。 題 行 政管理部門との協議項目を示している 0) ブ \Box セスと対応してお ŋ 所管部 門とCO (COOは

O 補

1 検討時

ことになる。 間事業者紹介、 門との協議の場において事例紹介や懸念事項 件や事務分担・ して所管部門からサウンディングが行われる。 整理を行う。 検討時においては、 これに従って必要に応じて民間事業者に サウンディング方法などが話し合われる これに基づき、 プロセス・ 所管部門が指定管理委託業務 指定管理委託懸念事項の検 COO補佐・ 行政 の整理、 管理 民 部 条

(2) 予算申請時

理部門におけるノウハウ蓄積によ

より設置した。

将来的には行政管

る自立を目指し取組を進めている。

(体的に外部委託マネジメント

ウェブ上でマッチングし参考見積徴収の負荷軽減を図 案の作成や複数社からの参考見積徴収を行う。 サービスも無償で提供されている。 年では地方自治体とベンチャー企業を含む民間事業者 予算申請・承認時にお 「参考見積 ⁄ 提案プラッ いては、 所管部門が仕様書概 トフ こうい オ] ったサービス 4 な とい お 近 要

地方財務 2020 年 6 月号 243

の質を高める大きなポイントである。で幅広く事業者の意向や参考見積を確認することも調達

必要がある。

「おいて仕様書概要修正案と参考見積の協議、予算申請可否を調整する。その上で、予算申請可能とする。この語で、予算申請可能とされた外請可否を調整する。その上で、予算申請可能とされた外場において仕様書概要修正案と参考見積の協議、予算申場において仕様書概要修正案と参考見積の協議、予算申

(3) 調達時

を踏まえて契約条項の協議を行うことが必要である。を踏まえて契約条項の協議を行う。その後所管部門ととまた、契約条項等の協議を行う。その後所管部門とと式・契約条項等の協議を行う。その後所管部門が調達を式・契約条項等の協議を行う。その後所管部門が調達を式・契約条項等の協議を行う。その後所管部門が調達を式・契約条項等の協議を行う。その後所管部門が調達を武・契約条項等の協議を行うことが必要である。

よる伴走型支援を実施する。 重視し、所管部門に対するCOO補佐・行政管理部門ににはつながらないため、調達までの事前マネジメントを

可能になる。

「は、地方自治体職員の裁量権を限定化し、地方自治体職員の裁量権を限定化し、深い知見を反映したマニュアルが形成できる。このマ深い知見を反映したマニュアルが形成できる。このマ深い知見を反映したマニュアルの改定に結び付けることで、よりたがの件走型支援で得られたノウハウを外部委託の

(4) 実施時

の見直し反映事項とする。と実施する。この結果を随時の運用見直しや次回調達時る場合には予実管理・協議をCOO補佐・行政管理部門と実施するものであるが、特に運用・懸念事項報告があ実施時のモニタリングは基本的に所管部門が中心とな

(5) 評価時

外部委託の必要性・有効性・効率性・課題などをCOO最終的な評価時には、所管部門が評価シートを作成し

部委託を導入しても外部委託の品質向上や経費の適正化

適切な検討・予算申請・調達が行われていなければ外

算査定時にチェックが入る仕組みが不可欠である。所管部門が見直し反映していなければ財政部門からも予た場合、財政部門に情報共有することで、予算申請時にし反映事項の情報をCOO補佐・行政管理部門が収集しの調達仕様書や評価項目の見直し反映事項とする。見直補佐・行政管理部門と協議する。この結果は次回調達時補佐・行政管理部門と協議する。この結果は次回調達時

ず おわりに

する。

であり、尼崎市のCOO・COO補佐の取組は一考に値であり、尼崎市のCOO・COO補佐の取組は一考に値維持・確保のためにもノウハウの統合管理部門が不可欠している例は少ない。地方自治体側の外部委託ノウハウしているが、外部委託マネジメントを適切に展開託が進んでいるが、外部委託マネジメントを適切に展開これまで見てきたとおり、多くの地方自治体で外部委

う「業務プロセス分析業務」(2016年度・株式会社度任用職員・外部委託などを整理し、担い手最適化を行プロセスを専門性・定型性の観点から正規職員・会計年すべての事務事業を棚卸しした上で、各事務事業の業務 なお尼崎市のCOO・COO補佐の取組は、そもそもなお尼崎市のCOO・COO補佐の取組は、そもそも

る上で極めて重要な視点であることを付言しておきたい。 COO補佐の業務内容は外部委託マネジメントのほか 業務総量を削減するための意識改革研修やモデル課に対 業務総量を削減するための意識改革研修やモデル課に対 業務に入る前に業務を 上で極めて重要な視点であることを付言しておきたい。 富士通総研が支援)を実施した結果に基づいている。

注

- (1) 若生幸也「第5章」内部統制と指定管理者制度に関心を寄せる読者は同様の問題意識が示されている。指定管理者制度のマネジメントとして2019年)にも内部統制制度と指定管理者制度のマネジメントとして・若生幸也「第5章」内部統制と指定管理者制度」(宮脇淳・井口寛司
- 牧革―長寺間労働是EDポイントとリノースマネジメントへの一是(3)働き方改革の手法については、佐々木央「地方自治体における働き方(2)WiseVineウェブサイト https://corp.wise-vine.com/

https://www.fujitsu.com/jp/group/fri/knowledge/opinion/consul/2019 /2019-11-1.html